

『ムルス論』素描

梅田 祐喜

プレイアード版全集第3巻には、ルソーの国家学関係の作品が収録されていますが、『社会契約論』の解説をR・ドラテが書いています。ルソーの思想体系のなかで占める『社会契約論』の位置の確定からはじめて、テキストの成立事情まで、コンパクトだがとても行き届いた文章になっています。ドラテはこんなふうには書きはじめています。<『社会契約論』は「モラリストの社会制度論の分野への闖入」であると言われたことがあります（B・ド・ジュヴェネル『ルソーの国家論に関する試論』ジュネーヴ、1947年、p.16）。しかし、このモラリストが国家論とムルス論とを切り離していなかったことは、はっきりさせておかなければなりません。というのは、彼は次のようにのべているからです。「人間が結合して作る社会は人間を通して、人間は人間の結合する社会を通して研究しなければなりません。国家論とムルス論とを切り離して扱おうとする者は、そのいずれをもまったく理解できないでしょう。』『社会契約論』が著者自身の思考体系もしくは思想のなかでどのような位置を占めているかをこれから示していくためにも、この解説の冒頭で『エミール』から引いたルソーのこの原則的な態度を想起していただくことは、無駄なことではありません...>

一見、何でもなような文章にもみえますが、文章の流れに耳をすますといくつかのことばが障害となって私たちの思考の流れを阻害していることに気づきます。「モラリスト」、「社会制度論」、「国家論」、「ムルス論」などのことばがそれです。ここで「ムルス論」という耳新しいことばをあてたことばの原語は、*la morale*ということばですが、これを通常おこなわれるように、「道徳論」とか、「倫理学」ということばにおきかえても、いささかも事情は変わるものではありません。それどころか、「道徳学」や「倫理学」では、ますます思考の流れは紛糾してきます。そして、思わぬ方向に思考の水路は流れはじめ、思わぬイメージを結ぶことを強要するかもしれません。国家は、*être moral*だとルソーがいうとき、それが「道徳的存在」であるとか、「精神的存在」であるとか受け取ると、イメージはますます混濁してきます。まさかルソーと孔子を同一視して考える人はいないと思われませんが、国家を「道徳的存在」と考えて、ルソーの次のような文章、「国民に有益な最良の結合のきまりを見出だそうとすれば、最高の知性が必要となるでしょう。この知性は、人間のすべての情念を生きる。にもかかわらず、そのどれ一つにも煩わされない。私たちの本性とは何の類似点ももたない。にもかかわらず、それを底の底まで知りつくしている。自分の幸福は私たちに毫も乱されない。それでも私たちのことが気になってならぬ。そして、つまるところ、それは時の流れのはるか彼方に栄光を準備しつつ、ある世紀において苦勞し、別の世紀においてその実を刈り取ることができるような、そんな知性なのです」（『社会契約論』 - 7、立法者について語る章）を読むと、人の上に立つ人間というものにはなかなか修養が要るものだ、ルソーも孔子も案外近いかもしれないぞ、という気がしないでもありません。しかし、ルソーにとっては、国家は、そして、どんなに神秘的な存在に見えようとも立法者は、「道徳的存在」ではないのです。

思考の流れが阻害されてそこにできる淵にじっとたたずみながら、流れがスムーズに運んで

いくことばの場所を発見するようつとめなければなりません。そのことをとおして、この小論では、とくに「ムルス論」の素描をこころみたいと思います。

まずは「社会制度論」ということばですが、このことばによって、漠然と、社会におけるさまざまな制度、たとえば土地の売買の制度とか、教育の制度とか、そうした個別の制度がイメージされてはなりません。

「社会制度」という訳語をあてた *institutions civiles* は日本語の「社会制度」ということばでイメージされるより、はるかに広い概念をさします。フランス語の *civil* という形容詞は「市民全員の」という意味を表わす。すなわち、「国家を構成する構成員全員の」という意味をもっています。ですから、固いことばをあたえると「市民的制度」ということになります。

institutions は何らかの組織、団体の「設立」を表わし、また「設立されたもの」も意味します。法的な諸制度もこの「設立されたもの」です。ルソーの時代、国家は「市民社会」ともよばれていましたから、*institution civile* ということばは、「市民社会の設立」あるいは「設立された市民社会」の含意をもっています。法制度の設立は同時に国家の設立でもあるからです。*civil* ということばが「設立」ということばを必然的に招きよせて結合するのは、*civil* ということばが、ルソーの時代において *nature* (自然) という語の対応語として特に強く意識されていたからです。*état de nature* (自然状態) と *état civil* (社会状態) が対のことばとして国家学(国家の設立や運営を研究する学問)ではもちいられていたのです。「自然状態」で生きていた個々人が自然の諸力に打ちかつために結合して国家を形成する(ルソー)。「自然状態」では万人の万人に対する戦いが生ずるため結合して国家を形成する(ルソーが批判するホッブズ)。この国家の形成が国家の「設立」とよばれ、そのときの結合の契約が「社会契約」とよばれるわけです。こうした契約による結合というイメージが、ルソーの時代の国家設立のイメージです。したがって「自然状態」から「社会状態」へ移行し、国家の構成員すなわち市民になった個々人は契約によって国家への義務と権利をもつことになります。自然人から市民への変貌です。一方、ルソーは *institutions politiques* (『国家制度論』) という書物を構想し、後日、それが『社会契約論』に結実していくのですが、*civil* が国家構成員全員の複数性を浮き上がらせるのにたいして、*politique* は構成員全体をかたまりとしてイメージさせることばです。*institutions civiles* も、*institutions politiques* も、ともに「国家設立」をさすことばですが、前者が構成員全員の個々を意識させるにたいし、後者はその全員をかたまりとして意識させます。たとえば1万人の国家だとして、その構成員が集会のため広場に集まっているとします。明るい陽射しのしたで一人一人のすがたがみわけられるほどです。雲が光をさえぎり、人々のすがたはぼんやりと全員のかたまりとしてながめられます。この二つの視界を、*civil* と *politique* が表現しわけているわけです。たとえていうとそうなります。

institutions は「設立されたもの」も表しますから、*institutions politiques* も、*institutions civiles* も、設立された国家の運営の問題を当然ふくんできます。

したがって、「社会制度論」とは国家の設立と運営の問題を扱う学ということになります。そして、こうした学が当時、「国家学」とよばれていたものです。原語でしめせば、*la politique* ということになります。この学は国家の設立の根拠、すなわちその源泉やその運営を思考の対象にすえるわけですから、今日考えられるような「政治学」とはぜんぜん性質を異にしています。人間の政治的行動の側面に思考の目をむけるより、なぜ人間は社会という集団に結合するのか、ということの思考の課題にしているからです。ルソーは、プラトンの『国家』に多く学んだ形

跡がありますが、大きく言えば、プラトンの『国家』も、『政治学』という名で訳されているアリストテレスの国家論も、キケロの『共和国』も、マキアヴェッリやホブズ作品、グロチウス（『戦争と平和の法』）や、プーフENDORF（『自然法と万民法』）の研究も、この「国家学」という知識の世界に生い育ってきた巨木であったわけです。そして、ルソーは自分の国家学を「国法」学 *le droit politique* という名前でよんでいたのです（詳しくは併載した＜『社会契約論』ノート＞参照）。

さて、こんどは「モラリスト」ということばに移ります。フランス文学においては、このモラリストということばは、人間性の研究者というふうに理解されています。モンテーニュとか、ラ・ブリュイエールとか、ラ・ロシュフーコーとか、パスカルなどの名前がまず思いうかびます。短い煮つめたことばで寸鉄人を刺すような、たとえば、ラ・ロシュフーコーでいえば、「我々は皆、他人の不幸に耐えられるだけの強さは持っている」というような表現がすぐに思いうかびます。

この「モラリスト」ということばを辞書にあたってたしかめてみます。ロベールは、こう定義しています。すなわち、「(19世紀以降広まった意味として)、ムルス *mœurs* を観察し描きだす作家、人間性の自然および人間の条件にかんして深く吟味する著者」とあり、例文として「モンテーニュなどのフランスのモラリスト」ということばをあげています。それでは、「ムルス」とは何か。ロベールはそれを、「一つの社会なり、一人の個人なりの、善悪の実践にかんする習慣」と定義しています。人間が何かをするとき、その行為は自分にとってにせよ、他人にとってにせよ、なにか「いいこと」をめざします。ふつうはそうなっていると思います。意識的に「悪いこと」を目指す場合もありますが、その場合、否定されたものとして「いいこと」が意識されていることに変わりはありません。習慣となっている行為は、そうした意識的な行為が無意識化されているからこそ、「習慣」とよばれるわけです。そうした意識のないし無意識的な行為を日々生きる個人が結合して社会をつくるわけですから、「一つの社会の善悪の実践にかんする習慣」とは、何が善であり、何が悪であるかについての人々の集合的無意識をさしている、ということになります。「ムルスを観察し吟味するモラリスト」とは、人々の集合的無意識を吟味し、反省する作家（表現者）ということになります。もちろん、人間は普遍的にこうだという、人間の条件や、人間性の自然への探求が、根底にあることはいうまでもありません。ロベールの定義する「ムルスの吟味者」ということは、以上のようなイメージになってくると思います。

こうしたモラリストの基本的なイメージを、批評家はどんなことばによって表現したかを、岩波文庫の『フランス文学案内』のなかに紹介されたことばであげてみますと、「フランス文学は人間にかんする連続講演であり、人間学の教程である。フランス文学のどのページも、『人間』を表示し、人間の『これこそわが性質』といえるものを表現している」（クルチウス）というような定義に出会います。クルチウスはつづけて、ラシーヌしかり、パスカルしかり、ラ・ブリュイエールしかり、といったあと、「フランス文学は、その回想録や書簡集や箴言集に、人間心理の研究資料を山積せしめたが、これに匹敵しうるものは、他のいかなる国の文学にもないし、それはまことに無尽蔵な宝庫といってよい。」そして、スタンダールもフロベールもしかり、と言っています。フランス文学のモラリスト的性格が的確に表現されています。ここまでくると、この広い意味において、ルソーもまたこのモラリストの系譜のなかの一人だったということになります。「私たちは、いわば、二度生まれる。一度目は存在するために、二

度目は生きるために」という青春の誕生を語る簡潔な表現は、まさしくモラリストのものです。

ドラテの文章にもどりますと、『社会契約論』は「モラリストの社会制度論への闖入」というB・ド・ジュヴネルのこぼしの意味することは、いまやおのずから明らかです。そして、そこには門外漢が国家論を展開する舞台に間違っただけの滑稽感と、専門分野を守る節度への要求が含意されていますが、それはともかくとしても、「モラリストの分野」と「国家論」の分野とが、ジュヴネルの意識においてははっきりと区別されていることは明らかです。この区別は、ドラテにもあり、あるいはあるからこそ、ドラテは「このモラリストが国家論とムルス論 *la morale* とを切り離していなかったこと」をはっきりさせようとして、『エミール』からのルソーの文章を反証として引用しているわけです。なお、この引用は『エミール』第4編に置かれた、ルソーの方法論を語る重要な一節の一部です。

そのようなわけで、ルソーを批評するド・ジュヴネルの判断の構造と、それに反論するドラテの判断の構造は、同じであるようにみえます。いいかえると、「モラリスト」や「国家論」ということばの意味の受けとりかたは、まったく同一であるようにみえます。しかし、ジュヴネルの「モラリストの社会制度論への闖入」ということばにたいして、ドラテが「このモラリストが国家論とムルス論 *la morale* を切り離していなかった」ということばでこたえているのは、両者のことば遣いに微妙なずれがあることを感じさせます。

もう一度口ベールにあたってみます。すると、「1. ほとんどつかわれなくなったが、ムルス論 *la morale* を書き、論ずる作家」とあり、初出をフルチエールに求めています。例文としては、「ギリシャの偉大なモラリストたち」ということばをあげています。ギリシャのモラリストというと、プルタルコスなどがすぐに思い浮かぶのですが、しかし、それは今まで了解してきた「モラリスト」と同じものでしょうか。

これまで「ムルス論」ということばをあててきた *la morale* ということばの意味を明らかにするときがきたように思います。もし、このことばが「道徳(論)」や「倫理(論)」だとすれば、「腹のへらない薬のはなし」とか、「性交の時」と題して、それは食後がいいか、食前がいいかをまじめに論じたプルタルコスはあきれた道徳論者になってしまいます。*la morale* ということばは、ムルス *mœurs* ということばからきていますから、もう一度、こんどは、フルチエールの「普遍辞典」(増補版、デン・ハーグ、1729年)をしらべてみます。ルソーとほぼ同時代の辞典です。ムルスをフルチエールはこう定義しています。「良い、または悪い生き方、あるいは行動の仕方。善悪からみた、既存の、あるいは獲得された習慣。それらにしたがって、人民あるいは個々人が生活の行動を導く。」また、少し後のリシュレの辞典(1759年)を調べるとリシュレはこう定義しています。「その人の、良い、あるいは悪い生き方。個人の生き方や行動のしかた。奔放な行動であっても、規範に敏感であると判断されるかぎり、ときに、ムルスという語を与える。そこから、われわれにこの行動のきまりを教える知識を *la morale* とよぶようになった。」それぞれ、口ベールの「一つの社会なり、一人の個人なりの、善悪の実践にかんする習慣」とほぼ重なりますが、両者とも「生き方」をこの語からとりだしていることが目をひきます。もともと、この *mœurs* というフランス語はラテン語の *mos* からきていますが、この *mos* の古義は「意思」という意味ですから、フルチエールも、リシュレも、ムルスという語の深層にあるものをひきだしているわけです。そして、意思をもった個々人の行動が集団のなかでぶつかりあい、すりあわせられ、平準化されて規範のようなものが集団的な無意識として成立する。そして、この無意識のなかには、すでに善・悪の判断が沈澱している

わけです。その判断をとりだすと、それが *la morale* と呼ばれる規範になるわけです。意思から規範まで、そして生き方から慣習まで含む、このムルスということばのひろがり、リシュレの記述のなかにはやわらかに表現されています。例文の一つに、「娘は母親のムルスに従うと言ういいかたは、母親の手本が娘を利口にも馬鹿にもするという意味である」とありますが、ムルスを対象として判断する規範の意識、あるいは共通の感情の知識が、*la morale* と呼ばれているのです。

la morale の項では、フルチエールはこう定義しています。「ムルスの知識（学知）。よく生きる生き方。生活や行動の導き方を教える学」そして、「ムルスの知識 *la morale* は人間に自身の弱さを教え、心情の錯誤をただしてくれます」（『選文集』）とか、「良い生き方 *la morale* の主要な法則は人間の心のなかにあります。」（ラミー師）などといった引用をつづけたあと、フルチエールがこう書いているのが注目されます。「古代人によれば、ムルスの学知 *la morale* は三つの部門に分かれます。修道士の規範論、家政論、そして国家論です。」ここに国家論がでてくることは、一見奇異に見えるかもしれませんが、人間と人間の結合関係（社会）における良い、あるいは正しい規範意識が国家論 *la politique* の主題になっていることを思いあわせれば、それほど不思議なことでもありません。ここで「ムルスの学知」を、「ムルス論」といいかえてもいいと思います。そして、ムルス論と国家論は地続きでつながっているのです。フランス語の法ということば *le droit* は、ラテン語の *jus* からきています。*jus* はもともと「正しさ」をあらわしています。たとえば、自然法は *le droit naturel* とよびますが、動物と比較して人間の本性（自然）*nature* は理性と考えられていましたから、自然法は、理性の考える正しさということになります。「法とは、理性の命令である」というグロチウスのことばは、この自然法ということばを別様にいっているものなのです。もちろん、この理性の命令は法律以前にある規範をさしていることはいうまでもありません。このように、良いという規範意識は、正しいという規範意識とかさなっているのです。そしてムルスと法は地続きでつながっているのです。というよりも、もっと正確にいうと、法はムルス論（生活の規範意識の学）という広大な大地のうえにあるのです。国家は *être moral* だというとき、それは、国家という法的存在は、ムルスの存在、すなわち正しさの規範意識につらぬかれた存在であるということの意味しています。

事実、フルチエールの辞典で国家論 *la politique* の項を調べてみると、「国家論は、ムルス論の第一の部門であり、人間の結合した社会、秩序、平穩、ムルスの廉潔を維持するための、国家統治の方法の知識によって成立する」とあります。（因みに、家政論の項では、これがムルス論の第二部門といています）。例文をいくつかしめしたあと、「国家論の書物をいくつかあげると、アリストテレス、ベーコン、カルダン等である」と書いていますが、さらにつづけて、「ド・モー氏は、王太子を弁護して、『福音書のことばから引き出した国家学』という本を書いたが、これは死後出版された」と、ボシュエとほとんど同じ題の本を書いた人がいたことを教えてくれます。

このムルス論 *la morale* ということばは、キケロがギリシャ語のラテン語への翻訳のさいに作ったことばだとフルチエールは注していますが（ラテン語では *moralia*）、このモラリアということばの名のもとに、プルタルコスの人間観察を集めた文章や、セネカの文章が知られているのです。そのようなわけで、プルタルコスも、セネカも「ムルス論」者、モラリストであったわけですが、正しいものとしての *jus* を語るためにセネカを引用するグロチウス（注1）

(『戦争と平和の法』 - -)もまた、規範意識を語るムルス論者、モラリストであったわけですが。プルタルコスやセネカは「良い生き方」について考え、グロチウスは「正しい生き方」について考えたわけです。

ディドロ、ダランベールの編纂した『百科全書』の「モラリスト」の項目をジョクールが書いています。カッコして、このことばが属する知的領域をムルス学 *la science des mœurs* と示して、「モラリストは、近代人のあいだでは、グロチウス、プーフェンドルフ、バルベイラック、ティヨルトン、ウォーラストン、カンパーランド、ニコル、それにラ・プラセットくらいのものである。彼らだけが、このムルス学の分野に理性の原則の光をあてたのであった。他の大部分のモラリストといわれる人たちは、書道の教師みたいなもので、美しい例文は与えるかもしれないが、ほんとうの文章の書き方は教えはしない。他のモラリストたちは、あるいは想像力の妄想を書いたり、あるいは人間の自然の状態とは相容れない警句を書いたり、ムルス学の理念をくみとる井戸をすっかり涸らしてしまったのである。何人かのモラリストは、繊細なタッチの肖像を描くことだけに専心して、ムルス学の主要部分を構成する方法と原則とをなおざりにしてしまった。この種の作家たちは、機知の人であろうと欲して、真理に光をあてるより、人の目を眩わすことを考えているのである。無益な栄光にたいする無益な執着！それは、見定めるべき目標、すなわち、有益であるという目標から目を外らさせてしまう。建築家の役割を下手に演じようとするより、手仕事にはげむ方がいいと言いたい」と、ジョクールは書いています。ここで否定されているのは、パスカルやラ・ロシュフーコーといったモラリストですが、理性の光（啓蒙思想）の特質の一端がうかがえて、全文引用しました。この学派特有の傾きで世界を切り取った文章にはちががありませんが、後世、「法学者」という名でくられるグロチウスやプーフェンドルフ、バルベイラックといった人たちが、モラリストという名のもとに語られていることが注目されます。

ジョクールは、「ムルス論」*la morale* という項目も書いています。つぎのようにはじめています。

「ムルス論 *la morale* (ムルス学の分野のことば)。それは、賢明な行為を我々がするように命ずるものであり、同時に我々の一つ一つの行動を規範に従わせる方法でもある。理性的な被造物にとって、神意のさだめたことにたいして自分の能力を適用することがふさわしいことだとすれば、ムルス論は人間固有の学だといえる。なぜなら、これは生来の能力にぴったりあった研究だからであり、そこに人間の最大の利益がかかっているからである。」これを讀むと、「ムルス論」というより「ムルス学」といったほうがいいような気がしてきます。ジョクールはこの学は数学のような明証性はもたないけれども、良識さえ働かせれば「摂理の法に従わねばならないというきまり」とか、「主権者が不変の自然法にそむいていないかぎり、主権者の定める法に従わねばならない」といったようなことは、だれも疑いをさしはさめないことではないかと述べたあと、ソクラテスから始まって（「ソクラテスが摂理にかんして述べたことすべては福音書の光に匹敵する」とまで述べています）、プラトン、エピクロス、ゼノン、セネカ、プルタルコス、ベーコン、グロチウス、プーフェンドルフなどが、評価に多少の濃淡の差をつけて、詳しく、長々と記述されています。

このように「ムルス論」や「モラリスト」を理解してきますと、ドラテの文章に引用されたド・ジュヴネルの、ルソーを批評することば、「モラリストの社会制度論への闖入」ということばは、もはや無意味なことばだということがわかってきます。「国家論」を記述するのが、

「モラリスト」だからです。18世紀のことばの受けとり方では、モラリストは、人間の生き方から国家論まで論ずる著者であったからです。

ムルスということばに与えたロベールの定義、「一つの社会なり、一個人なりの善悪の実践にかかわる習慣」、このロベールの定義にもう一度かえって考えてみますと、「実践」とは、私たちの日々の生活、すなわち生活世界において行われるものです。生活世界とは、事物との、他の人間との関係の世界です。この関係の世界のなかで、いいと判断されるものが実践されていく。ですから、ムルス論とは、意思と関係にもとづく人事の世界をすべて包括していた、ということになります。それは、人間の論議、人生の論議、生活の規範に意識が集中されれば、それは規範、規律、規則の論議となり、国家の論議にもひろがっていくものでした。フルチエールは、国家学はムルス論の第一部門といたしましたし、ジョクールにいたっては、モラリストからモンテーニュ、ラ・ロシュフーコーなどの名を排除し、グロチウスやプーフENDORFがまさしくモラリストの名に値するとしたのです。

そうであれば、モラリストということばに与えたロベールの定義、「1. ムルス論を書き、論ずる作家。2. (19世紀以降広まった意味として)、ムルスを観察し描き出す作家、人間性の自然および人間にかんして深く吟味する著者。モンテーニュ、パスカル等」という定義において、1.、2. という番号の序列は、単に意味成立の時間的順序を示しているのではなく、1. と2. とのあいだには、巨大な、そして深い懸崖が横たわっていることを示している、ということになります。私たちが時間を遡及して19世紀の劈頭に達すれば、そこに高く深い懸崖を見出だすことになるのですが、その懸崖のむこうには、ムルス論という広大な大地の風景が展望されるのです。しかし、子細に眺めると、かすかにこの大地は動こうとしていたのです。

ルソーは、モラリストについてこう述べています。「ほとんどのモラリストが犯した誤りは、人間を本質的に理性的な存在とみなした点にあります。人間は感ずる存在以外ではありません。行動するのに、情念にだけ意見を求めます。一方、理性は情念がさせる愚行を隠すことにしか役に立ちません。」(『国家論断章』) ここでルソーがいうモラリストは、ジョクールと同じモラリストをさしているのですが、理性の世紀のただなかであって(なにしろ理性の光とよばれた世紀です)、ルソーは情念から出発する人間観を提示しているわけです。いわば、ムルス論という沃野に情念の水を注いで、大地と人間に生彩をあたえるのがルソーのモチーフだったので、ドラテが『エミール』から引用した冒頭の文章で、ルソーが「国家論とムルス論とを切り離して扱おうとする者は、そのいずれをもまったく理解できないでしょう。」といているのは、この二つを分離することがはじまろうとしていたのをすでに予感していたからです。

事実、ここは牧草地、ここは居住地、ここは商業地というふうに、大地は理性の分割を受け、生活の領野、領野を細かく囲うことがはじまっていました。『百科全書』の冒頭におかれたダランベールの知の見取り図がまだ現代のそれとはずいぶんかけ離れているものだったとはいえ、理性による分類の精神は、ますます力強い流れとなって現在に至るまで流れつづけています。

にもかかわらず、まだ切りきざまれていない、ありのままの人間の立つ大地、あの「ムルス論」の沃野が、なぜこうも心を誘うのでしょうか。

注1 「この研究を『戦争と平和の法』と題しましたが、最初に、正しい戦争があるものかどうかを検討し、ついで、戦争においては何が正しいかを示していきたいと思ひます。というの

は、ここでは、法 *jus* という語は、正しくあるということ以外は意味していません。そして、このことは、積極的な意味においてより、消極的な意味に受けとってもらわなければなりません。したがって、戦争の法は、端的に言って、対立する国家との関連で、不正なして行うことができることは何か、ということになります。

さて、不正とは、社会の本性に反したことです。なぜなら、理性的存在が結合して作るのが社会だからです。キケロはこうっています。他人を犠牲にして自分がいい目を見るのは、自然に反している。個々人がそのようにふるまえば、かならず人間の結合はこわされてしまうからだ、と。法学者のフロレンティヌスはこうっています。一人の人間をおとし入れることは、その人間にたいして悪をなしたことになる。なぜかというと、自然は、われわれのあいだに、一種の親族関係を設立しているからだ、と。哲学者のセネカは、ここで人体の各部分の比較をもちだして、こうっています。<身体各部分はたがいにより協調関係にあります。なぜかというと、各部分の維持は全体の維持に依存しているからです。同じように、人間はたがいにいたわりあわなければなりません。なぜなら、人間は結合するためにうまれてきたのですから(*)。この結合は、それを構成する各部分がたがいに愛しあうことがなければ、そして、たがいに維持しあうようにつとめなければ、存在をつづけることはできないでしょう。>

(グロチウス『戦争と平和の法』バルベイラック訳より) セネカの引用は『怒りについて』() からのものですが、*印の注は、グロチウス自身の注で、セネカが同じことを他の場所で述べていることを指摘し、それを引用しています。『生き方をめぐる書簡 *EPISTOLAE MORALES* L 』からの文章です。「心をこめ、聖なるものにむかうときのように、この結合を守らなければなりません。この結合こそが、私たちすべてを一つのものに結びあわせ、人類に共通するひとつの法があることを私たちに教えてくれるのです。」ここに引用された文章の直前に、セネカは、もし君(書簡の相手)が自分だけの利益のために生きれば、幸福になれません。幸福に生きようとすれば、他人のためにも生きなくてはなりません、と書いています。また、引用文の直後には、「友情に基礎づけられた結合」ということばもみえます。したがって、「結合」とは友人との結合をさしています。セネカは、友人との結合に社会 *societas* の原型をみています。ことばをことば通りにのべています。なぜなら、友人 *socius* の結合を、*societas* と、ラテン語ではいうのですから。

REFERENCES

- oeuvres completes, J.J.rousseau, tome III & IV, nrf.*
le droit de la guerre et de la paix, F.Grotius traduction, Barbeyrac 1724, Amsterdam
dictionnaire universel, A.furetiere 1727, Den Haag
dictionnaire de la langue françoise, P.Richelet, 1759, Lyon
encyclopédie, Diderot&d'Alembert, 1751 ~ 1776, Paris, Neuchâtel, Amsterdam

[1997年10月30日 受理]